

提出書類について (令和4年4月～)

令和4年4月より、「加入・履行証明願」の受付は
郵送に限らせていただきます。

発行にお時間がかかります。日にちに余裕をもった提出をお願いします。

- 1 「加入・履行証明願」 2部
- 2 共済手帳受払簿 (写)
- 3 共済証紙受払簿 (写)
- 4 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書
(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。) (写)
決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関する報告書の写しを添付してください。
- 5 出勤簿 (写)
(基準1イの、季節労働者、高齢、病弱等個人的事情等により年間労働日数が少ない被共済者がいる場合のみ)
- 6 工事種類別完成工事高 (写) または
直前3年の各事業年度における工事施工金額 (写)
- 7 「「加入・履行証明願」提出前確認様式」 (写)
(↑Excelの確認ツールです。のちほど建退共秋田県支部のHPに掲載します)
- 8 500円の郵便小為替
- 9 切手を貼った返信用封筒

よろしくお願ひします



- ※②と③については、基本的にはそれぞれ1部ずつお送りください。
当支部の受付印を押印した受払簿の返送を希望する場合のみ、それぞれ2部お送りください。
手帳・証紙受払簿は、受払があった都度、正確な記入をお願いします。
ホームページに掲載している記入例等をよくご確認ください。
正確な記入がなく退職給付拠出額等が正しく計算できない場合は、
証明書の発行ができなくなる可能性があります。十分ご注意ください。
- ※返信用封筒については、切手を必ず貼付し、宛名を記入してください。
- ※⑦については、のちほど建退共秋田県支部のホームページに掲載します。
証明書の発行が可能かどうか、必ず事前にご確認の上、印刷して添付してください。

共済契約者 各位

建退共の 「加入・履行証明書」の 発行基準改定について (お知らせとお願い)

重要!

令和3年7月より建退共本部・秋田県支部より
お知らせしておりました標記基準の改定につ
いて、令和4年度より完全実施となります。

令和4年4月1日以降に提出いただく
「加入・履行証明願」からこの新基準
が適用されます。

新基準と添付書類をよくご確認の上、ご対応
をお願い申し上げます。

新基準について

自社に被共済者(手帳を持っている人)がいる場合

次の2つの基準を満たしていなければ 証明書の発行はできません

基準1 手帳更新数について

基準2 退職給付拠出額の総額について

※ 詳しくは裏面をご確認ください!

※ 自社に被共済者がいない場合は、**基準4**をご確認ください。



郵送のお願い

発行にかかる審査に時間を要するため、令和4年度より「加入・履行証明願」は

郵便にてお送りくださいますよう お願いいたします

証明書の即日発行はできません。1週間ほどお時間がかかります
日にちに余裕を持った提出をお願いします

加入・履行証明書 発行基準



自社に被共済者がいる場合、

次の**基準1**と**基準2**の両方の基準を
満たしていなければ、
加入・履行証明書の発行はできません。

基準1 共済手帳更新数について

決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。

共済手帳の更新数が、被共済者の数より少なかった場合は、更新がなかった手帳について、理由が右記のア～ウに該当していること。

ア 加入後1年未満

イ 季節労働者、高齢、病弱等個人的事情等により
年間就労日数が少ない

ウ 電子申請方式により掛金が納付されている

更新していない理由が上記ア～ウに該当しない場合、
証明書は発行できません。

基準2 退職給付拠出額等の総額について

「退職給付拠出額等の総額」とは、(1)～(5)の金額の合計です。



電子

- (1) 電子申請方式で自社の従業員に掛金を充当した額
- (2) 電子申請方式で元請から掛金を充当してもらった額

証紙

- (3) 共済証紙購入額
- (4) 前年度から繰り越した共済証紙の額
- (5) 元請から現物交付された共済証紙の額から下請に現物交付した共済証紙の額を控除した額

決算期間内における「退職給付拠出額等の総額」が、次のI～III以上であること。

- I 被共済者に1人当たり「52,080円(※1)を乗じた額以上」であること
- II **基準1**のア(加入後1年未満)に該当する方については、
「加入後の月数 × 4,340円以上(※2)」であること
- III **基準1**のイ(個人的事情等により年間就労日数が少ない(季節労働者・高齢者・病弱等))に該当する方については、「労働日数 × 310円以上(※3)」であること

決算期間内の「退職給付拠出額等」の総額が、上記I～IIIの合計を下回る場合、証明書は発行できません。

基準3 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること

基準4 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

自社に被共済者がおらず(工事施工高と比較して被共済者数が著しく少ない場合を含む)、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当、または証紙の交付が適正に行われていること。

◎基準の緩和について◎

(令和3年9月以前を始期とする決算期について)

建退共秋田県支部は退職給付拠出額について、全国基準の2/3に基準を緩和しています。

- ※1 建退共本部基準 (310円)×21日×12か月= 78,120円
建退共秋田県支部基準 78,120円×2/3= 52,080円
- ※2 建退共本部基準 (310円)×21日= 6,510円
建退共秋田県支部基準 6,510円×2/3= 4,340円

◎令和3年10月以降について◎

- ※1 令和3年10月以降を始期とする決算期からは、53,760円とする。
建退共本部基準 (320円)×21日×12か月= 80,640円
建退共秋田県支部基準 80,640円×2/3= 53,760円
- ※2 令和3年10月以降を始期とする決算期からは、4,480円とする。
建退共本部基準 (320円)×21日=6,720円
建退共秋田県支部基準 6,720円×2/3= 4,480円
- ※3 令和3年10月以降を始期とする決算期からは、320円とする。

